

<勤務条件> 小名浜支所日直業務(パートタイム会計年度任用職員)

任用期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日
勤務日	(1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日
勤務時間	午前8時30分から午後5時15分 (休憩時間 正午から午後1時)
勤務日数	週1日～2日勤務(月5日程度) (2人体制のシフトで、1人で勤務するため、各月の勤務日数に変動があります。)
休日	シフト勤務により定めた日
勤務場所	小名浜支所内(いわき市小名浜花畑町15番地の1)
給与	日額 9,500 円 ※ 当月の勤務日数分を翌月に支給します。
手当等	条例等の定めるところにより、通勤手当等が支給されます。
休暇	年次有給休暇3日を付与します。
社会保険	加入となりません。 (健康保険及び厚生年金保険)
雇用保険	加入となりません。
労災保険	公務災害又は労働災害補償制度が適用されます。
その他	(1) 給与等支給日は翌月15日 (2) 服務規程(職務専念義務や守秘義務等)が適用されます。 (3) 任用後1月間は条件付採用期間となります。ただし、任用後1月間の勤務日数が15日に満たない場合には、勤務日数が15日に達するまで延長されます。